

お知らせ

空港周辺で住居等を建てられる方に

航空法により福井空港周辺においては、航空機が安全に離着陸できるために建物等の高さが制限されています。

進入表面

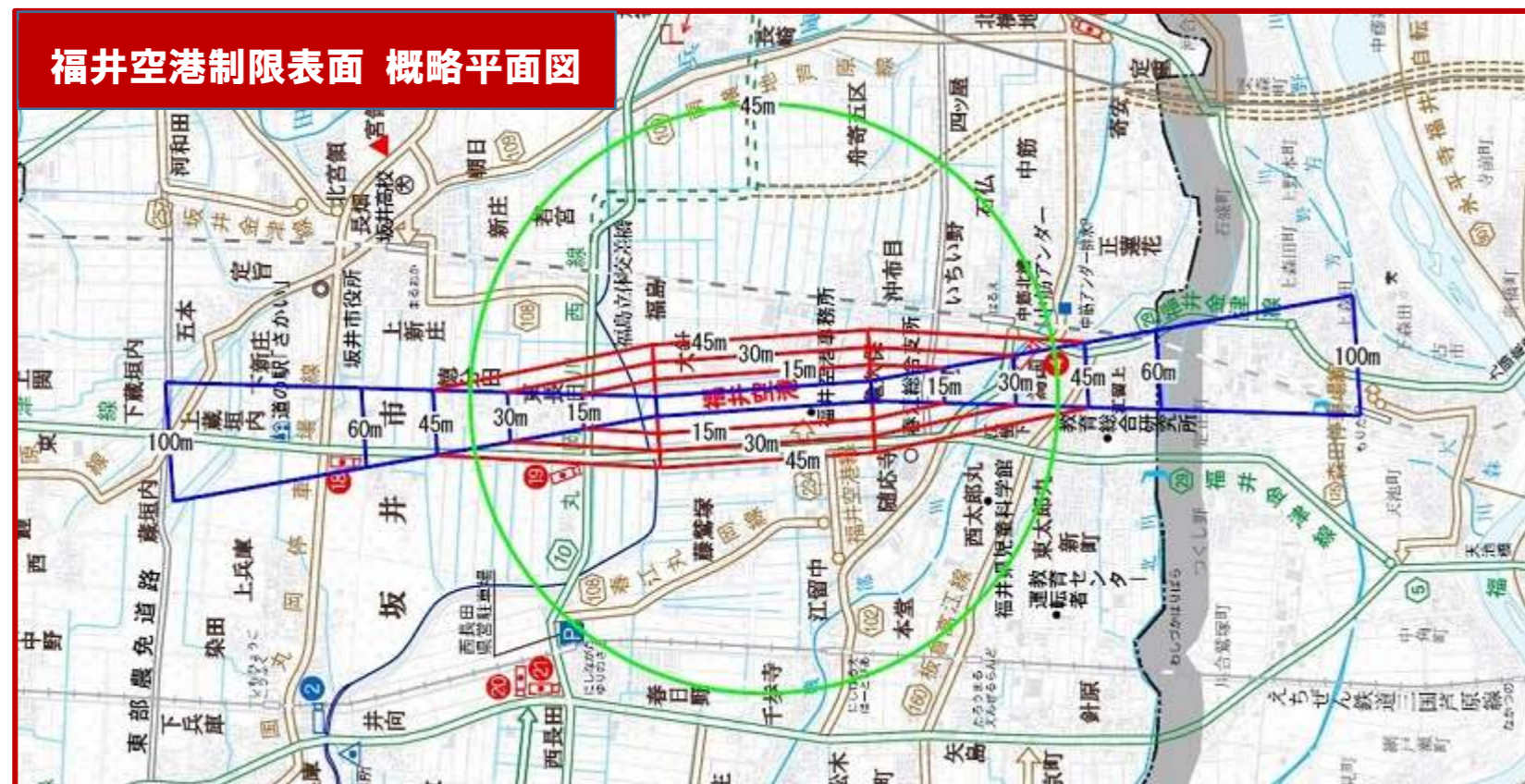
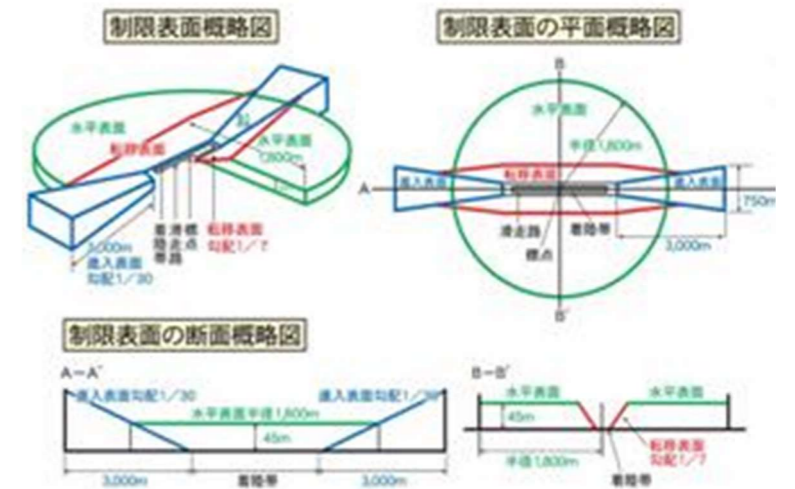
着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ30分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。

水平表面

飛行場の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径1,800mで描いた円周で囲まれた部分。

転移表面

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接続になる部分。



アンテナ等が制限表面を超えたらダメだよ！！

木が成長して制限表面を超えてもダメだよ！！



制限表面内に住宅等を建築される方はこちらまでご連絡ください。 問い合わせ先 福井県福井空港事務所 電話 0776-51-4066

※工事等でクレーン作業を行う場合も制限がかかりますので、事前にご連絡ください。